

旭川市における公契約の基本を定める条例推進措置要領

第1 目的

市は、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っており、良好な地域社会を形成するためには、事業者及び市民と共に協力することが不可欠である。

そこで、契約を通して様々な社会的要請に対する市民の理解と事業者の取組を促進するため、市が行う契約が公平、公正で透明性の高い入札及び契約手続の下、受注者である事業者の自主的な取組を支援する環境を構築することが必要である。

このことから、公契約としての役割と機能を発揮させ、公契約の適正な履行及び労働環境の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年旭川市条例第82号）に掲げる基本方針を推進することを目的に、発注者として取り組む措置を次のとおり定めるものとする。

第2 基本方針の推進事項

1 地域内での経済の循環及び活性化を図ること

公契約は、入札・契約制度本来の要請である公正性、透明性及び競争性の確保はもとより、地域経済の健全な発展や労働者の雇用の安定などに寄与するといった役割や機能が求められている。

このことから、地域を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえ、公契約を通して可能な限り地域に還元できる発注を推進することにより、地域内の経済循環を促し、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。

また、市及び事業者等が共に協力して市民生活の向上を目指し、様々な社会的要請を政策的に反映することができる入札・契約制度の確立に努めるものとする。

(1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

地域の事業者の入札等への参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性に配慮しつつ、地元優先の発注方針を保持するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注又は仕様の工夫など、地域の事業者の受注能力に見合った発注に努めるものとする。

(2) 地域企業等の活用

公契約による経済活動は、地域資源の積極的な活用によって、地域内における経済循環につながることから、下請業者の選定や資材の調達などについても、可能な限り、地域で事業を営む者の活用を図るよう仕様を工夫するとともに事業者に対してもその活用を求めるものとする。

(3) 社会的貢献度の高い企業等への発注の推進

企業は、雇用の受け皿として社会的に重要な役割を担っており、特に、障がい者雇用、環境対策、子育て支援及び男女共同参画の推進など、社会的に広く求められる政策に積極的に取り組んでいる企業の経営努力及び社会貢献への姿勢を評価する必要がある。そのため、それら評価結果を入札・契約に適切に反映し、企業の社会貢献活動を促進するものとする。

2 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること

適正な労働環境の確保は、そこで働く者の労働意欲や生活環境の向上のみならず、事業者等にとっても優秀な人材の確保など、市民サービスの向上につながるという観点からも重要なものとなっている。

しかし一方で、厳しい経営環境の中では、そのしわ寄せが賃金等に及びやすいことなど、労働環境は脆弱な状態に置かれやすいため、発注者としても事業者等における関係法令の遵守や従事する者の適正な労働環境の確保の促進に努めるものとする。

(1) 適正価格での発注の促進

発注に当たっては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、適正に設計・積算をするとともに、過度の価格競争により履行品質の低下等が懸念される場合は、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用を検討するなど、適正価格による発注に努めるものとする。

(2) 公正な労働条件の促進

契約履行に際しては、事業者等に対して関係法令の遵守及びこれに従事する者の適正な労働条件の確保を求めるものとし、必要に応じ、事業者等における雇用関係あるいは工事の施工体制における元請と下請関係等の把握及び事業者への適切な指導を行うよう努めるものとする。

また、建物清掃等の継続的かつ恒常的な業務については、長期継続契約等の導入

を進め、事業者等において長期的な雇用や労働条件のより一層の向上が図られるよう受注環境を整えるものとする。

3 品質及び適正な履行を確保すること

品質や適正な履行の確保は、行政目的の達成はもとより公契約自体の成果として重要なものであり、発注者として、その履行に係る監督及び検査体制の充実に努め、事業者等に対しても品質の向上と適正な履行体制への意識を高める取組を進めるものとする。

(1) 価格以外の評価による発注方法の推進

品質や適正な履行の確保を重視する発注方法として、履行成績や技術提案あるいは従業員の履行体制など、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも総合的に考慮し、必要に応じ、きめ細やかな評価が可能となる、総合評価方式やプロポーザル方式等の採用を検討する。

(2) 履行成績を評価する仕組みの推進

品質や適正な履行を確保し、目的とする事業成果が確実に得られるよう、履行の各段階において監督の充実に努め、検査においては履行成績の評定基準を整備することにより、客観的かつ公正な評定手続の確立に努めるものとする。

また、これらの評定手続を将来における入札・契約に適切に反映する仕組みを整備し、事業者等の履行能力と品質向上への努力を適正に評価する環境整備に努めるものとする。

4 公平性、公正性及び透明性の向上を図ること

公契約において公平性、公正性及び透明性の確保は、本来的に求められている入札・契約制度の基本であり、より一層促進するための取組を継続的に進めていくこととする。

(1) 公正な競争の促進

入札及び契約に関する公平性や透明性の向上を図り、競争性を確保するため、一般競争入札の導入を推進するとともに、指名競争入札の場合においては指名基準を明確にし、指名に係る手続の透明性の確保に努めるものとする。また、随意契約

においてもその適用を厳格に判断するものとする。

(2) 入札及び契約の透明性の確保

契約事務について、その根拠や考え方を明確に説明できるよう判断基準等を整備するとともに、入札結果等を公表するなど、広く市民への情報提供を推進し、入札・契約制度の透明性を高めるものとする。

また、本市の入札及び契約手続における公正性の確保、客観性及び透明性の向上並びに公契約に係る施策の適正化等を図るため学識経験者等の第三者機関を設置し、その意見等について入札・契約制度の運用等に反映させるものとする。

(3) 不正行為の排除

公契約は、市民の信頼のもと成り立つものであり、信頼される市政を確立するためにも、談合等の不正行為を根絶しなければならない。

このため、談合情報等に対する統一的な運用基準を整理するなど、不正行為の発生しにくい環境の充実に努めるとともに、不正行為があった場合は、指名停止措置等により、厳正に対処するものとする。

第3 入札・契約制度の検証

入札・契約制度及びその取組に対する社会的要請は、これまでも時代とともに多くの変遷を経ており、今後においても、そのあり方を常に検証し、総合的な視点を持ち適正な制度の構築に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 旭川市の公契約に関する方針（平成20年8月21日決定）は、廃止する。